

---

NIPPON MAYER LTD.

---

# コネクティビティ契約条項 2.0

---

1<sup>st</sup> November 2023

---

## 対象範囲

日本マイヤー株式会社、〒918-8522 福井市上北野1丁目27番33号(以下「日本マイヤー」という)は、繊維機械(以下「機械」という)に関する権利及び義務に関して、附属・添付書類を含む以下の規約(以下「本コネクティビティ契約条項」という)を定めます。

機械は、(i)日本マイヤーが「お客様」に提供し、(ii)ゲートウェイ(以下「k.eyデバイス」という)により、インターネットを介してお客様やKARL MAYER

GROUP会社と通信することができます。以下、お客様と日本マイヤーを個々に「当事者」、両者合わせて「両当事者」といいます。日本マイヤーとお客様との間に、(部分的に)同様の内容を含む他の契約上の合意が既に存在する場合、それらの合意は本コネクティビティ契約条項に置き換えられるものとします。両当事者の間に存在する本コネクティビティ契約条項の旧版は、本コネクティビティ契約条項に置き換えられるものとします。

## 目次

前文	4	<b>Annex C: ハードウェア要件、ネットワーク要件、必要なシステム環境</b>	<b>10</b>
<b>A. 一般規定、ソリューション、プラットフォーム</b>	<b>4</b>	1. k.eyデバイス	10
1. ソリューション; myKM.ON	4	2. お客様の端末	11
2. 機密保持	4	3. 機械およびコネクティビティパッケージに関連するハードウェア要件、ネットワーク要件、および必要なシステム環境	11
3. データの権利、データの処理、秘密の保護	4	<b>Annex D: サービスレベル契約書- ダッシュボード ライトおよびリモートサービス</b>	<b>12</b>
4. ソリューションとk.eyデバイスに関する情報、品質仕様、製品情報およびラベル表示	5	1. 本サービスレベル契約の範囲- ダッシュボード ライト; 契約との関係	12
5. 責任、責任の制限、時効	5	2. 定義	12
6. KARL MAYER GROUPによるサービス提供、譲渡	5	3. 可用性	12
7. 適用法、仲裁条項、分離条項、単数形と複数形、契約変更と書式	5	4. リモートサービス	12
<b>B. k.eyデバイスの提供・保守</b>	<b>6</b>	5. インシデント管理	12
8. 契約対象	6	6. メンテナンス作業	13
9. k.eyデバイスの譲渡範囲内における日本マイヤー のハードウェア関連の義務および権利	6	<b>Appendix 2: コネクティビティ条件に関するデータ処理契約 (GDPR第28条)</b>	<b>12</b>
10. k.eyデバイスの譲渡範囲内における日本マイヤーのソフトウェア関連の義務および権利	6	1. 定義、開始条件、優先順位	13
11. k.eyデバイスの提供及び保守の範囲内におけるお客様の義務	6	2. データ処理の目的、期間および仕様	13
12. k.eyデバイスの譲渡による保証延長は無し	6	3. 技術的・組織的な対策	14
<b>C. コネクティビティパッケージ</b>	<b>6</b>	4. データ対象者の権利	14
13. コネクティビティパッケージの対象	6	5. 日本マイヤー の品質保証およびその他の義務	14
14. お客様の義務	6	6. サブプロセス関係	14
15. 日本マイヤーの義務	6	7. お客様の管理権	14
16. 支払不履行、相殺、留置権	6	8. 日本マイヤーの違反の報告	15
17. 納期、不可抗力、自己納品の予約、早期納品または部分納品、変更について	7	9. お客様の指示権限	15
18. 瑕疵の通知、瑕疵担保請求、取消権の非付与、リモートサービス接続の使用	7	10. お客様個人情報の消去およびデータキャリアの返却について	15
付属・添付資料リスト	7	<b>Appendix 2 Annex 1: 技術的・組織的な対策</b>	<b>15</b>
<b>Appendix 1: コネクティビティパッケージの内容と範囲</b>	<b>8</b>	<b>A. 一般</b>	<b>15</b>
1. SaaSソリューション、ダッシュボード	8	1. 機密保持 (GDPR第32条1項b)	15
2. リモートサービス接続	8	2. 完全性 (GDPR32条1項(b))	16
3. コネクティビティのリモートセットアップとインストールサポート	8	3. 可用性と回復力 (GDPR32条1項(b))	16
<b>Annex A: 製品データシート、k.management、ダッシュボード</b>	<b>9</b>	4. 定期的なテスト、評価、査定のための手続き	16
1. ダッシュボード - 概要	9	<b>B. クラウドサービス/データセンターでホスティングされるソリューションとプラットフォーム (現在はAWSクラウドサービス)</b>	<b>16</b>
2. ダッシュボード ライトの仕様・解説	9	1. 情報セキュリティプログラム	16
<b>Annex B: 製品データシート:Core lite</b>	<b>10</b>	2. 継続的な評価	16
1. Core lite-概要	10	<b>Appendix 2 Annex 2 許可されたサブプロセッサ</b>	<b>17</b>
2. CORE Liteの仕様と説明	10		

## 定義一覧

本コネクティビティ契約条項の目的上、以下の定義が適用されるものとし  
ます。

「会計年度」	Appendix 1 に定義されているとおり
「契約」	上記の範囲とアップデートに記載
「委託データ処理」	Appendix 2 に記載
「コネクティビティパッケージ」	前文(B)に記載
「コアライト」	Appendix 1 Annex B に記載
「ダッシュボード」	Appendix 1 Annex A に記載
「データ処理」	Appendix 2 Annex C に記載
「EU」	Appendix 2 に記載
「EEA」	Appendix 2 に記載
「対象外データ」	データによって保護に値する技術的な製品構成やプロセスについて結論を導き出せるという意味で、顧客が所有するもの、または顧客のノウハウであるもの。このカテゴリのデータ例は、すでに顧客の所有物となっているパターンやラッピング となる
「欠陥条項」	第7.5項に記載
「機密情報」	第2.1項に記載
「基本的義務」	第5.2項に記載
「設備」	Appendix 2 Annex1 に記載
「KARL MAYER GROUP」	会社計算規則(2006年法務省令第13号)に定める日本マイヤーの関連会社であるすべての会社、および、KARL MAYER Holding GmbH & Co. KG, Industriestr. 1, 63179 Obertshausen, Germanyに直接または間接的に支配されているその他の法人を指す
この定義において、「支配」とは、株式や議決権の所有、契約、その他によって、企業の経営や方針を指示する、または指示させたりする力を意味する。	第3条2項に記載
「k.ey デバイス」	範囲とサービスに記載
「機械」	範囲とサービスに記載
「myKM.ON」	前文(D)に定義されているとおり
「お客様個人情報」	第3条6項 および付属書2 に記載
「プラットフォーム」	前文(B)に記載

「処理結果」または「データ出力」	すべてのコンテンツおよび/または素材、プログラム、および生データの処理から生じるその他の情報(「ステータス」のカテゴリまたは「生産」のカテゴリのいずれか)から、機械および応用デジタルの意図された使用を通じて生成されます。すべての要約、再編成、統計、分析、視覚化を含むサービス。
「生産データ」	生産プロセスに関して結論を導き出すことのみを可能にする生データ。これには、機械の機能シーケンス、操作、その他すべての内部プロセス(制御状態、生産プロセスのエラー)に関するデータが含まれます。
「生データ」または「データ入力」	顧客のすべてのコンテンツおよび/またはマテリアル、プログラム、およびその他の情報(データ処理プロセスの結果であるデータを除く)。1. 接続に関連して顧客によって KARL MAYER STOLL に利用可能になる。カール・マイヤー・ストールを通じた顧客のマシン/その他のシステムへのアクセスを含む利用規約。
2. お客様がカール・マイヤー・ストールの製品であるファイル、スプレッドシート、プログラム、システム、またはその他の記憶媒体に入力したものの。	前文(B)に記載
3. 顧客によってマシンに入力されるか、顧客のシステムにロードされます。	前文(B)に記載
「ソリューション」	前文(B)に記載
「SLA」	サービスレベル契約 - ダッシュボード とリモートサービス
「統計機能」	Appendix 1 Annex A の第2.5項に記載
「ステータスデータ」	機械の構造的および/または技術的狀態について結論を導き出すことを可能にするすべての生データ。例えば、このデータを利用して機械のメンテナンス状況を監視することができます(状態監視)。これらのデータには、特に、マシン データ(使用タイプと期間、使用状況、ステータス、ステータス、エラー メッセージなど)、非環境データ(温度、湿度、気圧)、およびマシン関連のネットワーク データ(アクセス、帯域幅利用率、通信など)が含まれます。交流); k.ey デバイス関連データ(ネットワーク情報、アクセス情報、使用状況)。
「概要ページ」	Appendix 1 Annex A に記載
「譲渡」	第6.2項に記載
「ネットワーク対応機」	Appendix 1 Annex B の 第3.1項に記載
「ネットワーク接続機械」	Appendix 1 Annex A に記載
「コネクティビティ接続条項」	範囲とサービスに記載

## 前文

- (A) ハードウェア面では、お客様は、既に機械に1つもしくはそれ以上のゲートウェイを使用している場合がありますが、日本マイヤーは、KARL MAYER GROUPの性能要件の向上に適應するために、1つもしくはそれ以上のk.eyデバイスに置き換えるものとします。
- (B) ソフトウェア面では、日本マイヤーは、今後、パッケージ提供(「コネクティビティパッケージ」)の一環として、プラットフォーム(「プラットフォーム」、「myKM.ON」)とも呼ばれます)を介して、様々なクラウド型コミュニケーションおよびサポートオプション(「ソリューション」)をお客様に提供します。
- (C) 日本マイヤーが本条件接続利用規約に基づく契約関係に従って提供するサービスは、KARL MAYER GROUP会社のKM.ON GmbHにより、部分的に提供されます。
- (D) 両当事者は、「インダストリー4.0」の分野における積極的開発のため、いつでも本コネクティビティ契約条項を適應させることが必要となることを認識しています。

## A.

### 一般規定、ソリューション、プラットフォーム

#### 1. ソリューション; myKM.ON

- 1.1 お客様は、本プラットフォームを通じてKARL MAYER STOLLのサービスを受けることができます。KARL MAYER GROUPの企業およびmyKM.ON経由での商品およびサービスの購入については、そこで記載されている別の各条項が適用されます。お客様は、myKM.ON上で、コネクティビティパッケージとともに契約されたソリューションの各ステータスを確認することができます。

#### 2. 機密保持

- 2.1 お客様と日本マイヤーとの契約関係において、機密保持されるべき情報が開示交換されます。「秘密情報」とは、以下を含みます。
  - (a) 経済的、商業的、技術的またはその他の機密性のあるすべての情報、特にすべての仕様、説明、スケッチ、図面、デザイン、セクション、サンプル、データ、発明、数式、手順、計画、プログラム、モデル、知見、経験およびノウハウ(例えば、k.eyデバイスに関連するもの)をいいます。
  - (b) 本コネクティビティ契約条項の内容、及び他の契約の下で提供され、コネクティビティパッケージの一部として提供されるソリューション。
  - (c) お客様のみがアクセス可能な本myKM.ONの領域の機能、レイアウト、デザイン。
  - (d) 2.5項に該当する情報を除き、日本マイヤーが機密として明確に機密と指定する情報。
- 2.2 両当事者は、秘密情報を開示し、または第三者がアクセスできるようにしてはなりません。複製は、専有的使用のためにのみ行うことができます。また、すべての秘密情報は、第三者が知り得ない方法で保管されなければならない。
- 2.3 お客様は、秘密情報をk.eyデバイス、myKM.ONおよびソリューションの使用に限定して使用するものとし、他の事業目的、特に自己のmyKM.ON関連プロジェクト、k.eyデバイス、プラットフォームおよびソリューションに類似する製品の開発、myKM.ON関連プロジェクトの推進またはk.eyデバイス、myKM.ONおよびソリューションに類似する第三者の製品の開発のために使用してはならないものとします。
- 2.4 2.2項および2.3項に従って規定された機密保持義務は、2.5項の規定を損なうことなく、時間及び場所の制限なく適用されます。特に、本コネクティビティ契約条項に基づく契約関係の終了後も適用されるものとします。
- 2.5 機密保持義務は、知識または情報には適用されません。
  - (a) お客様または日本マイヤーに報告された時点で、既に一般的に明らかであった、または知られていたもの。
  - (b) 情報を受け取った人が、開示の時点で既に知っていたもの。
  - (c) 秘密情報を最初に受け取った者の責任とは関係なく、その後、一

般的にまたは技術水準に明白または知られるようになったもの。

- (d) 日本マイヤーまたはお客様に対し、権限を有する第三者によって開示またはアクセス可能とされたもの。
  - (e) 日本マイヤーまたはお客様が書面により事前に同意した第三者への譲渡、開示または提供。
- 立証責任は、例外の存在を主張する者が負うものとします。
- 2.6 Appendix 1に基づくコネクティビティパッケージ契約の期間中および終了後、お客様および日本マイヤーは、開示された秘密情報をリバースエンジニアリング、分析および/または再構築してはなりません(リバースエンジニアリングの禁止)。

#### 3. データの権利、データの処理、秘密の保護

- 3.1 日本マイヤーは、本契約の期間中にお客様から受領した非個人情報、取引関係に関連して使用する権利を有します。日本マイヤーは、対象外データを使用しないものとします。例外的にこれらのデータを不当に使用した場合、日本マイヤーは直ちにこれらのデータを破棄し、コネクティビティ契約条項に特定された目的で使用しないものとします。お客様が特定のデータが対象外データとみなす場合、日本マイヤーに通告するものとします。日本マイヤーは本条第 3.1 項に従い、合理的な裁量でお客様の見解が公正であるかを判断し、コネクティビティ契約条項に従って行動するものとします。
- 3.2 お客様はここに、日本マイヤーおよびKARL MAYER GROUPの全社に対し、配信データをいつでも、どこでも、内容の制限なく使用する世界的、独占的、取消不能、サブライセンス可能な権利を付与するものとします。これには特に、配信データの保管場所に関係なく配信データにアクセスし、これを処理し、本契約の終了および/または満了後もこれを保管する権利が含まれます。特に、お客様は、日本マイヤーおよびKARL MAYER GROUPが以下を行う可能性があることを認めるものとします。
  - (a) 配信データの所在(機械、k.eyデバイス、お客様のネットワーク、myKM.ON、通信経路)に関係なく、配信データにアクセスすること。
  - (b) 配信データをアルゴリズムで評価し、機械学習モデルを学習させる。
  - (c) 配信データを広告およびマーケティングの目的で使用すること。
  - (d) KARL MAYER GROUPの他の会社に対し、配信データを提供すること。
  - (e) 日本マイヤーのサプライヤーに対し、それぞれのサプライヤー製品(コンポーネント、ソフトウェア等)が配信データの影響を受ける範囲において、配信データを提供すること。本契約に伴い、お客様は、フランクフルト・アム・メイン地方裁判所商業登記所(HRB 110267)に登録されているKM.ON GmbHに対し、第3.1条および第3.2条で規定された権利を、明示的に許諾するものとします。
- 3.3 お客様は、対象外データおよび生産データに対する唯一のデータ主権を保持します。お客様は、データが提供される限り、以下のコネクティビティ契約条項に従って、コネクティビティ契約条項に記載されている使用目的のために、日本マイヤーが提供する生産データおよびステータス データを使用する権利を有します。お客様は、配信データを第三者に譲渡し、独自に使用することはできないものとします。特に、日本マイヤーの競合他社に提供してはなりません。これには、お客様がそのサービスを通常のデータ管理の一部として使用するデータベース、データ管理および分析ソリューションを提供する日本マイヤーの競合ではない第三者は除外されます。お客様は、日本マイヤーの書面による明示的な同意なしに、myKM.ON からコンテンツを抽出および/または再利用することはできません。
- 3.4 KARL MAYER GROUPが使用するサーバーは、最新技術に基づき、特にファイアウォールにより保護されています。日本マイヤーは、本契約の履行のためにクラウドサービスを利用する場合、合理的な範囲で、それぞれのクラウドサービスが最先端の技術に基づき保護されたサーバーを使用することを確認し、またはKARL MAYER GROUPの関連会社に確認させるものとします。日本マイヤーは、各サービスプロバイダーの安全性とパフォーマンスに関する声明に依存する場



- 合があり、独自の技術的検査を実施する必要はないものとします。適用されるデータ保護法は、この影響を受けません。適用されるデータ保護法は、これらのコネクティビティ契約条項の影響を受けません。
- 3.5 日本マイヤー及びお客様は、自らの認識の範囲内において、本コネクティビティ契約条項の範囲内で(例えば、myKM.ON又はk.eyデバイスを介して)送信される配信データには個人情報が含まれないことを確認するものとします。日本マイヤーおよび/またはKARL MAYER GROUPは、お客様の個人情報(以下、「お客様個人情報」という)を収集しますGDPR 4(1)。日本マイヤーは、本ソリューション及びプラットフォームの提供、運営、サポート及びメンテナンスに関連して、Appendix 2 Annex 1に詳細に記載された規定に従って、お客様に代わってこれを行い、又は同社にこれを行わせます(GDPR第28条を参照)。お客様個人情報に関しては、お客様はデータ保護法の意味において「データの所有者」であり続けます。お客様は、注文に従ってお客様個人情報を処理することの合法性に責任を負います(cf. Art. 4 (7) GDPR参照)。
4. **ソリューションとk.eyデバイスに関する情報、品質仕様、製品情報およびラベル表示**
- 4.1 製品資料、イラスト、性能の詳細、重量、寸法は可能な限り正確を期しています。別途記載または合意されていない限り、これらは概算値であり、特に条件や保証を意味するものではありません。
- 4.2 ソリューションまたはk.eyデバイスに貼付または関連する法的に要求されるラベル(CEまたはWEEEラベル等)、ならびにバッチ番号またはその他の識別機能は、お客様に対する品質仕様または保証を示すものではなく、日本マイヤーまたはKARL MAYER GROUPの規定義務を遵守し、法的規定に基づいて日本マイヤーが貼するものです。
- 4.3 お客様は、本ソリューションおよびk.eyデバイスを使用する前に、すべての関連する製品情報を熟読し、細心の注意をもって本ソリューションおよびk.eyデバイスを使用するものとします。
5. **責任、責任の制限、時効**
- 5.1 本コネクティビティ契約条項に別段の定めがない限り、本第5条に定める責任規定が適用されるものとします。
- 5.2 日本マイヤーは、故意および重過失、ならびに本コネクティビティ契約条項の履行に不可欠でありお客様が依拠することができる遵守事項(「基本的義務」)の違反に対してのみ、責任を負うものとします。
- 5.3 日本マイヤーは、下請け業者は代理人として行動しないため、下請け業者に対して責任を負いません。
- 5.4 通常の過失により基本的義務に違反した場合、日本マイヤーの責任は、契約締結時に予見可能であり、この種の契約において典型的な損害に限定されます。
- 5.5 日本マイヤーは、通常の過失による、基本的義務ではない二次的義務の違反に対して責任を負いません。
- 5.6 日本マイヤーは、初期不良を認識していた場合(または日本マイヤーが知らなかったことが重過失に基づく場合)、または初期不良が基本的義務違反である場合に限り、初期不良の責任を負うものとします。
- 5.7 日本マイヤーは、(i)瑕疵について知っていた場合(または日本マイヤーが知らなかったことが重過失に基づく場合)、または(ii)瑕疵の存在について日本マイヤーに責任がある場合に限り、コネクティビティ契約条項締結時に存在する瑕疵について責任を負うものとします。
- 5.8 日本マイヤーの責任が除外または制限される限り、当該当事者の代表者、従業員および代理人の過失に対する責任もまた、制限または除外されます。
- 5.9 不法行為に基づく請求を除き、本第5条により日本マイヤーの責任が制限されるお客様の損害賠償請求は、制限期間の法定開始日から起算して1年後に時効となるものとします。
6. **KARL MAYER GROUPによるサービス提供、譲渡**
- 6.1 一元的な窓口をお客様に提供するため、日本マイヤーは、本契約に基づくサービスに関して、お客様のコネクティビティ契約条項上のパートナーになります。ただし、特に「k.ey」デバイスに含まれる個々のソフトウェア・コンポーネントの提供及びコネクティビティパッケージに含まれるサービスについては、日本マイヤーが自ら対応することができません。KARL MAYER GROUPの構造及び組織により、KARL MAYER GROUPの個々の企業及び/又はKARL MAYER GROUPの供給者が対応にあたります。したがって、お客様は、KARL MAYER GROUP及びKARL MAYER GROUPのサプライヤーが直接サービスを提供することに同意するものとします。
- 6.2 日本マイヤーは、本コネクティビティ契約条項に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、契約当事者として交代し、本契約から離脱する(以下「譲渡」といいます)ことができます。お客様は、当該譲渡に反対する正当な理由が存在する場合、当該譲渡に反対することができます。譲渡によってお客様の利益が損なわれる場合です。BGB § 313規定は、コネクティビティ契約条項の遵守が不合理になるかどうかを判断するために準用されます。これは日本マイヤーの KARL MAYER グループへの譲渡が主な理由ではありません。
7. **適用法、仲裁条項、分離条項、単数形と複数形、契約変更と書式**
- 7.1 本コネクティビティ契約条項は、国際物品売買契約に関する国連条約(CISG)および抵触法の規定を除き、日本国法に準拠するものとします。
- 7.2 商業登記簿に記載された日本マイヤーの登録事務所が、すべての納入義務および支払義務の独占的履行場所となります。
- 7.3 本コネクティビティ契約条項に起因または関連するすべての紛争は、国際商業会議所(ICC)の仲裁規則に基づいて最終的に解決されるものとします。仲裁地は、日本国、福井市とします。仲裁廷は、紛争金額が56百万円(含む)を上限とする場合は1名の単独仲裁人、それ以上の金額の場合は3名の仲裁人により構成されるものとします。手続の言語は、日本語とします。本件に関する適用法は日本法であり、国際民事法及びその他の抵触法の規定は除外されます。
- 7.4 日本マイヤーは、お客様の登記上の事務所、または法律により管轄権を有するその他の裁判所または合議体に対して訴訟を起こすことができます。
- 7.5 本コネクティビティ契約条項のいずれかの条項の全部または一部が無効、実施不能または執行不能となった場合(以下「**欠陥条項**」という)、残りの条項の有効性および執行可能性に影響を与えないものとします。むしろ、両当事者は、規定の瑕疵を認識していた場合、本契約の意味および目的に従って両当事者が合意したであろう内容にできるだけ近い規定で瑕疵ある規定を置き換えることを約束するものとします。規定の瑕疵が一定の履行水準または一定の時点(期限または固定日)の把握に基づくものである場合、当該規定は、法律が許す限り、本来の水準または時点に近づくその水準または時点と合意したものとみなされるものとします。本契約に隙間がある場合も同様とします。無効な規定は、意図された経済的目的に最も近い有効な規定と置き換えられるものとします。本契約の実施に伴い、埋めるべきギャップが明らかになった場合も同様とします。
- 7.6 単数形の用語および定義には、対応する複数形の用語および定義が含まれ、その逆もまた同様です。
- 7.7 お客様と日本マイヤーとの間で締結された個別の契約(本コネクティビティ契約条項の付随的な契約を含む)は、本コネクティビティ契約条項に優先して適用されるものとします。当該契約の内容については、書面による合意又は日本マイヤーの書面による確認が決定的なものとなります-これに反する証拠がある場合を除きます。本契約に関連するお客様によるすべての法的な宣言および通知(期限の設定、欠陥の通知、撤回、解除または削減など)は、本契約で別の形式が合意されていない限り、書面またはテキスト形式(手紙、電子メール、ファックスなど)を使用して行わなければなりません(たとえば、プラットフォーム経由の申告など)。

## B. k.eyデバイスの提供・保守

### 8. 契約対象

- 8.1 本コネクティビティ契約条項の本編は、日本マイヤーによるk.eyデバイスの提供、および内容に関して両当事者に生じる義務について規定するものです。
- 8.2 myKM.ONを使用し、コネクティビティパッケージに応じてソリューションを提供するためには、お客様の機械がk.eyデバイスによってインターネットに接続されている必要があります。

### 9. k.eyデバイスの譲渡範囲内における日本マイヤーのハードウェア関連の義務および権利

- 9.1 日本マイヤーは、必要な数のk.eyデバイスを無償でお客様に譲渡するものとします。日本マイヤーは、第10項に基づき、k.eyデバイスに属するソフトウェアを一定期間提供するものとします。
- 9.2 日本マイヤーは、自社の判断により、お客様が必要とするk.eyデバイスの数を決定するものとします。その数は、「ネットワーク対応機」の数、タイプおよび用途に応じたものとします。
- 9.3 日本マイヤーは、Appendix 1に基づくコネクティビティパッケージ契約期間中、k.eyデバイスをより新しいバージョンまたは別の同等製品と交換することができます。日本マイヤーは、合理的な予告(1週間)をもって、交換を発表します。お客様は、お客様の通常の営業時間内に、影響を受ける機械及びk.eyデバイスへのアクセスを日本マイヤーに許可するものとします。

### 10. k.eyデバイスの譲渡範囲内における日本マイヤーのソフトウェア関連の義務および権利

- 10.1 日本マイヤーは、Appendix 1に従い、コネクティビティパッケージの期間中、お客様にk.eyデバイスに属するソフトウェアを一時的に無償で提供するものとします。
- 10.2 日本マイヤーは、本コネクティビティ契約条項の契約目的を達成するためにソフトウェアを使用する非独占的、譲渡不能、サブライセンス不能な権利を、時間的にはAppendix 1によるコネクティビティパッケージの期間、場所的にはk.eyデバイスを介してネットワークされる機械の設置場所に限定してお客様に供与するものとします。
- 10.3 日本マイヤーは、特にリモートメンテナンスアクセスおよびk.eyデバイスの交換により、ソフトウェアの変更および調整、ならびに個々の(ソフトウェアの)コンポーネントの交換を行う権利を有します。
- (a) 日本マイヤーおよび/またはKARL MAYER GROUPの会社が、独自のライセンスおよび/または契約上のソフトウェア契約に基づき、これを行う義務を負う限りにおいて
- (b) 当該修正または適応が、技術水準に応じたソフトウェアの保守のために必要な場合
- (c) 本ソフトウェアまたは個々の(ソフトウェア)コンポーネントの更なる開発、改良、アップグレードまたは新規リリースの状況が入手可能であること。

### 11. k.eyデバイスの提供及び保守の範囲内におけるお客様の義務

- 11.1 お客様は、第9.1項に従って提供されたk.ey機器を受領し、速やかに運用を開始するものとします。
- 11.2 お客様は、第9項に従って提供されたk.eyデバイスを慎重に、かつ日本マイヤーの指示に従い、取り扱い、操作するものとします。第9.1項の指示に従い、お客様の通常の注意を払い、少なくとも思慮深い商人の注意を払い、慎重に取り扱うものとします。
- 11.3 お客様が第11.2項に定める注意義務を遵守しない場合、日本マイヤーおよび/またはKARL MAYER GROUPの会社が負担した、k.ey装置の検査費用(および新しいk.ey装置の費用)はお客様が負担するものとします。

### 12. k.eyデバイスの譲渡による保証延長は無し

- 12.1 k.eyデバイスの納入は、別途締結された本機の売買契約に基づく保証請求に影響を及ぼさないものとします。以前のゲートウェイは納品

範囲に含まれていましたが、現在はk.eyデバイスに置き換わっていません。上記は、機械の納入を伴わない個々のゲートウェイの販売契約にも準用されます。

- 12.2 第5項とは別に、k.eyデバイスの譲渡には、以下の責任および保証規定が適用されるものとします。
- (a) 日本マイヤーは、故意および重過失のみ責任を負います。
- (b) 日本マイヤーは、延滞利息の支払いを要求されることはありません。
- (c) 日本マイヤーは、日本マイヤーが不正にお客様に隠蔽した物質的欠陥および権利の欠陥に対してのみ責任を負うものとします。
- (d) k.eyデバイスに関する保証請求は、k.eyデバイスの試運転の日から1年、ただしk.eyデバイスをお客様の事業所に納入してから18ヶ月を経過した時点で時効となるものとします。

## C. コネクティビティパッケージ

### 13. コネクティビティパッケージの対象

- 13.1 コネクティビティパッケージの対象は、お客様がインターネットに接続可能なスマートフォンまたはコンピューターを使用して、myKM.ONを介してアクセスできる各種ソリューションです。
- 13.2 コネクティビティパッケージの内容および範囲(含まれる可能性のあるソリューションなど)は、本コネクティビティ契約条項のAppendix 1に記載されています。機械関連のサポートおよびメンテナンス契約は、機械のハードウェアコンポーネントに関して個別に締結されるものとします。かかるサポート及びメンテナンス契約、並びに/又はそれぞれの修理及びサービス業務は、接続性パッケージには含まれず、ソリューションの対象ではありませんが、機械又はハードウェア部品の購入契約又はサービス契約によって規定されるものです。

### 14. お客様の義務

- 14.1 お客様は、本コネクティビティ契約条項の範囲内で必要な情報を提供するとともに、ハードウェア及びネットワーク環境並びに必要なシステム環境を提供し、維持する責任を負うものとし、お客様は、その利用者に対し、適宜の義務を負うものとします。ハードウェア及びネットワーク環境の要件は、本契約に別段の定めがある場合を除き、Appendix 1 Annex Cに定めるとおりです。お客様は、k.eyデバイスの設置及び保守のために、日本マイヤーが事前に合理的な通知をした後、通常の営業時間内にk.eyデバイスの設置場所へのアクセスを許可するものとします。
- 14.2 お客様が協力義務を完全に履行しない場合、お客様がそれぞれの協力義務を履行することが日本マイヤーの義務にとって重要である限り、お客様が協力義務を正式に履行するまで、日本マイヤーは本契約から生じる義務から解放されるものとします。日本マイヤー又はKARL MAYER GROUPが、お客様の協力義務違反により追加費用を負担した場合、お客様はこれらの費用を弁済する義務を負います。

### 15. 日本マイヤーの義務

- 15.1 日本マイヤーは、Appendix 1に記載されたコネクティビティパッケージを、そこに定義された内容および範囲で提供し、不具合が生じないよう整然に保ち、または故障した場合には修理するものとします。

### 16. 支払不履行、相殺、留置権

- 16.1 お客様の支払不履行が生じている間、日本マイヤーは、基準金利に9%を上乗せした法定不履行利息、を請求する権利を有します。日本マイヤーは、契約不履行によるより高い遅延損害金を請求する権利を留保します。
- 16.2 お客様は、司法判断がなされ、判決の準備が完了、または争いのない反訴に対してのみ、ご自身の負債を相殺することができます。
- 16.3 お客様は、反訴が法的拘束力をもって決定され、決定が可能であり、又は争われておらず、かつ同一の契約関係に基づく限りにおいてのみ、留置権を主張することができるものとします。



## 17. 納期、不可抗力、自己納品の予約、早期納品または部分納品、変更について

- 17.1 日本マイヤーは、納品および提供の期限を決定するために、書面により確認する必要があります。納品及び提供期限は、注文確認の日から開始されますが、注文の全ての詳細が完全に明確になる前ではなく、またお客様の契約上の義務、特にお客様が提供するハードウェア及びネットワーク環境に関して、適時に履行される前でもないものとします。
- 17.2 日本マイヤーが納品または提供の遅れがある場合、お客様は日本マイヤーに2週間を超えない合理的な猶予期間を与えるものとします。お客様は、この猶予期間が満了しても解決しない場合のみ、Appendix 1に基づくコネクティビティパッケージ契約を撤回または解除する権利を有します。
- 17.3 不可抗力(天災、戦争、暴動、内乱、ストライキ、パンデミック、疫病(COVID-19の予期せぬ事象を含む)、法令の制定・改廃、通信回線の事故・障害、電力の供給制限を含みますが、これに限定されません。サイバーテロ、政府機関の指示・要請、その他当事者の責に帰さない事由)により、日本マイヤーが自らの過失によらず納品または提供できない場合、当該状況が継続する限り、当該納品または提供期間が延長されるものとします。これらの事情により、納品が不可能となった場合、日本マイヤーはAppendix 1に基づくコネクティビティパッケージ契約を解除することができるものとします。
- 17.4 日本マイヤーが供給品を受け取らない場合、または期限内に受け取らない場合、(期限内に)納品されないことが日本マイヤーに起因しない限り、日本マイヤーの債務不履行とはみなされないものとします。日本マイヤーが、適切な取引締結にもかかわらず、自らの責任ではない理由で、発注したソリューション、またはソリューションの生産もしくは提供に必要なサプライヤー製品およびサービスが提供されないことが確実な場合、日本マイヤーはAppendix 1に基づくコネクティビティパッケージ契約を解除することができます。法的な撤回および解除の権利は、影響を受けないうままであるものとします。
- 17.5 早期納品または分納は、お客様にとって不合理でない限り、許されるものとします。

## 18. 瑕疵の通知、瑕疵担保請求、取消権の非付与、リモートサービス接続の使用

- 18.1 第5項を逸脱して、本条項に定める以下の規定は、コネクティビティパッケージにより提供されるソリューションに適用されます。
- 18.2 お客様は、納品又は提供後直ちにk.eyデバイス及びソリューションを検査し、個々のケースにおいて日本マイヤーが予見した場合、テストを実施するものとします。お客様が、日本マイヤーに瑕疵を通知しない場合、k.eyデバイス及びソリューションはお客様により承認されたものとみなします。(i) 明らかな瑕疵の場合、お客様へのソリューションの引渡し又は提供後、過度の遅滞なく、遅くとも7暦日以内に、(ii) 隠れた瑕疵の場合も過度の遅滞なく、瑕疵の発見後10暦日以内に
- 18.3 本コネクティビティ契約条項において、日本マイヤーが一時的にサービスまたは品目の提供または譲渡を受託し、Appendix 1に基づくコネクティビティパッケージの契約期間中に瑕疵が発生した場合、お客様は瑕疵発生後7暦日以内に日本マイヤーに通知するものとします。
- 18.4 お客様は、日本マイヤーが欠陥を特定し、是正できるように、欠陥を詳細に記述しなければなりません。
- 18.5 本コネクティビティ契約条項により、お客様及び日本マイヤーは、業界のデジタル化を推進します。お客様は、リモートサービス接続を使用することにより、独占的に日本マイヤーに不具合を通知するものとします。このため、お客様は、保証請求及びその他のメンテナンス依頼について、Appendix 1に定める手続きに従うものとします。お客様は、「ソリューション」、「k.ey」デバイス、「ネットワーク機械」に関する全ての瑕疵、全てのサポートまたはメンテナンスの要請について、このプロセスを使用するものとします。
- 18.6 実際に瑕疵があり、お客様がこの瑕疵について、以下の項に従って適切な形式と時間で通知した場合、第18.2項から第18.5項に従って、

適切な形式と時間でこの瑕疵を通知します。日本マイヤーは、自らの裁量で、最初に瑕疵を修正し、または瑕疵のない解決策を提供する義務を負います(事後履行)。

- 18.7 瑕疵が存在しないにもかかわらず、日本マイヤーが瑕疵の通知に基づき措置を講じた場合、お客様は発生した費用について別途日本マイヤーに補償するものとします。
- 18.8 お客様は、日本マイヤーの責任が以下の条項に基づき除外または制限されない限りにおいてのみ、瑕疵による損害賠償の請求権を有します。第18.1項から第18.1項から18.1項に制限されない限りにおいてのみ、瑕疵による損害賠償請求権を有します。
- 18.9 本第18項の規定は、日本マイヤーが不正に隠べいた、または品質もしくは耐久性の保証にてカバーされている瑕疵に対する請求には影響しません

### 付属・添付資料リスト

#### Appendix 1 コネクティビティパッケージの内容・範囲

- Annex A** 製品データシート; k.management; ダッシュボード ライト
- Annex B** ハードウェア要件、ネットワーク要件、必要なシステム環境
- Annex C** サービスレベル契約- ダッシュボード ライトおよびリモートサービス

#### Appendix 2 コネクティビティ条件に関するデータ処理契約書(GDPR第28条)

- Annex 1** 技術的・組織的な対策
- Annex 2** 認可されたサブプロセッサー

#### Appendix 3 個人情報保護法および日本におけるデータ保護関連法規に関する条件について

## Appendix 1: コネクティビティパッケージの内容と範囲

### フレームワークコネクティビティパッケージの概要

<b>費用</b>	サービスパッケージコネクティビティ2.0-N 機械式(N-drive)の場合、ネットワーク機械1台につき月額2,180円(税抜)。サービスパッケージコネクティビティ2.0-電子制御EL.EN. JQ(EL, ENドライブなど)の場合、ネットワーク接続機械1台につき月額5,800円(税抜)。サービスパッケージコネクティビティ2.0-電子制御ON(ONドライブ)の場合、ネットワーク接続機械1台につき月額8,700円(税抜)。
<b>コネクティビティ契約条項の期間</b>	コネクティビティパッケージのmyKM.ONへの機械登録から始まり、お客様が注文確認書または契約締結につながるその他の確認書を受け取ってから3ヶ月以内。本契約は、解約の通知がない場合、毎回12ヶ月間、黙契で更新されます。
<b>コネクティビティ契約条項の終了</b>	本契約は、3ヶ月前に通知することにより、任意の月の末日に普通解雇により終了することができます。正当な理由による解約は、本契約の条項の影響を受けません。
<b>インボイス作成</b>	会計年度(12ヶ月)ごと。
<b>支払方法</b>	銀行名:みずほ銀行/福井支店 銀行住所:福井市大手3-5-1 SWIFT CODE: MHCBJPJT 口座種類:当座預金 口座名義:ニッポンマイヤー(カ) 本契約が締結された年の支払いは前払い、それ以降の会計年度の支払いは請求書発行後毎年、会計年度の初めに日本マイヤーが請求書に記載した支払期限に従って行います。
<b>価格調整</b>	日本マイヤーは、通常の契約解除期間満了の4週間前に、価格調整をお客様に通知することができます。お客様が当該通知に黙した場合、価格調整はお客様によって承認されたものとみなされます。日本マイヤーは、価格調整の通知において、この承認は沈黙を遂行することによって行われます。 消費者物価指数2020-基準消費者物価指数月報   ファイル   統計情報の閲覧   日本の公的統計のポータルサイト (e-stat.go.jp) で決定される生産者物価指数が、決算期の最初の月の水準と比較して10%以上変化した場合、本表によるネットワーク接続機械1台あたりのコストは、申請を必要とせずに、発生した指数変動の70%分自動的に変更するものとします。 変更により日本マイヤーが本契約を終了させる権利には、影響を及ぼしません。
<b>コネクティビティパッケージの構成要素</b>	k.eyデバイス(本コネクティビティ契約条項第9項をご覧ください) SaaSソリューションダッシュボードAppendix 1の第1項に従って提供します。 リモートサービス接続Appendix 1第2項に従って行います。 接続のリモートセットアップとインストールサポートをAppendix 1第3項に基づき行います。
<b>ハードウェア要件ネットワーク要件必要なシステム環境</b>	Annex B

## 1. SaaSソリューション、ダッシュボード

ダッシュボードSoftware-as-a-Serviceソリューションの内容および範囲に関する仕様は、Appendix 1のAnnex Aに記載されています。ダッシュボードに関するサービスレベル仕様は、Appendix 1のAnnex Dに記載されています。Appendix 1のAnnex Dに定めるサービスレベル契約に基づくサービスは、KM.ON GmbHによって提供されるものとします。

## 2. リモートサービス接続

- 2.1 お客様は、保証請求その他メンテナンスの依頼をする場合、以下の手順で行うものとします。
  - ・ステップ1: お客様は、myKM.ONを通じて日本マイヤーにサービス依頼を行います。myKM.ONには、「リモートサービス」ボタンがあります。起動後、お客様はコネクティビティパッケージを締結したすべての機械を表示します。
  - ・ステップ2: お客様は、日本マイヤーでチケットを作成し、KARL MAYER GROUPの会社が当該ネットワーク機械に関してリモートアクセスを許可していることを確認するものとします。
  - ・ステップ3: お客様は、KARL MAYER GROUP企業のサービス提供部門からのフィードバックを受け入れる。ダッシュボードに関するサービスレベル仕様は、Appendix 1のAnnex Dに記載されています。
- 2.2 リモートアクセスの範囲内におけるネットワーク接続機械に関するアクセス権限は、日本マイヤーに限定されるものではありません。お客様は、KARL MAYER GROUPの各企業、及び必要な範囲においてそのサプライヤー(もしあれば)に対し、そのネットワーク接続されたコンピューターへのアクセスを許可します。このアクセス許可は、KARL MAYER GROUPの各社が、お客様から依頼された保証請求やメンテナンスの注文を履行するために必要な前提条件となります。
- 2.3 リモートサービス接続は、日本マイヤーによるトラブルシューティング/メンテナンスまたは修理サービスを含みませんが、KARL MAYER GROUPの会社が、締結する必要のある他の契約により契約上負うべきサービス(例:保証範囲内または保証外のトラブルシューティングのための遠隔指示(有料の個別サービス))をお客様に提供できるための前提条件を創出するものです。

## 3. コネクティビティのリモートセットアップとインストールサポート

- 3.1 日本マイヤーは、「コネクティビティパッケージ」が存在する「ネットワーク対応機械」のネットワーク接続のための遠隔サポートを提供します。日本マイヤーは、お客様がk.eyデバイスとネットワーク接続される機械及びmyKM.ONとの接続を確立する方法について、お客様にリモートで指示します。コネクティビティのリモートセットアップ及びインストールサポートに含まれるのは、サービス担当者による電話、電子メール又はチャット(Microsoft Teams)によるサポートです。日本マイヤーは、リモートアクセスにより、当該ネットワーク対象機器に直接接続する義務を負いません。
- 3.2 KARL MAYER GROUPの会社が、Appendix 1の第3.1項に記載されたサービスを提供するために、日本マイヤーとお客様は、アポイントを取ります。日本マイヤーは、1営業日以内にお客様のアポイントメント依頼に対応するものとします(電子メール/電話)。



## Annex A:

### 製品データシート、k.management、ダッシュボード

はじめに、以下の内容は、k.managementに属する「ダッシュボード ライト」ソリューションのサービス範囲を要約したものです。ここに記載されたソリューションがお客様に利用可能かどうかは、本契約のAppendix 1に記載されたコネクティビティパッケージの内容および範囲に関する特定のコネクティビティ契約条項によって決定されるものとします。

#### 1. ダッシュボード - 概要

- 1.1 ダッシュボード ライトは、Machineデータ可視化プラットフォーム「ダッシュボード」内のクラウド型k.management Solutionです。
- 1.2 ダッシュボードへのアクセスは、myKM.ONからログインして、ブラウザベースで行います。
- 1.3 表示可能なものは、原則としてネットワーク対応機器からの加工された機械データである。ハードウェア要件およびネットワーク要件の詳細は、本コネクティビティ契約条項のAppendix 1のAnnex Cに記載されています。ダッシュボードのランディングページには、お客様がk.eyデバイスを介してネットワーク接続している全てのネットワーク接続可能な機械(以下「ネットワーク対応機」という)が概要として表示されます(以下「概要ページ」という)。
- 1.4 ダッシュボード ライト は、経編機KAMCOS 1およびKAMCOS 2システムで利用可能です。個々のネットワーク対応機で機能が異なる場合は、本Annex A第2項で規定される仕様にも起因するものとします。

#### 2. ダッシュボード ライトの仕様・解説

本項が適用される場合、ダッシュボードは以下の機能を含むものとします。

- 2.1 ネットワーク接続された全機械の概要  
ダッシュボードの概要ページには、ネットワーク接続機の以下の機械情報が、表示されているネットワーク機でのライブデータとして表示されます。
  - ・ 各KAMCOSシステムに格納された機械名
  - ・ 機械の状態(稼働中、停止中、オフライン)
  - ・ 素材が完全に処理されるまでの残り時間
  - ・ 現在生産中の製品完成までの残り時間
  - ・ 現在の製品生産中の停止回数
  - ・ 過去24時間の各機械の生産稼働時間のパーセンテージ情報(ローリング:例11.01. 15:00 から12.01. 14:59まで)。
- 2.2 フィルター機能  
機械ステータス(稼働中、停止中、オフライン)のフィルター機能を使用することで、「概要」ページでネットワーク対応機をフィルタリングすることができます。また、各ネットワーク機の機械名またはシリアル番号を入力することで、「概要」ページで個々のネットワーク機をフィルタリングすることもできます
- 2.3 ソート機能  
お客様は、概要ページですべてのネットワーク接続機械を「機械名 A-Z」でソートすることができます。「次のビーム スワップ」、「生産残時間」、「次のアクション」、「現在のピースを停止」、「実行中 / 24 時間」、および「ステータス」。
- 2.4 ネットワーク機のライブデータの個別評価  
概要ページで特定のネットワーク対応機器をクリックすると、そのネットワーク対応機器の以下の詳細情報をライブデータとして呼び出すことができます。
  - ・ ネットワーク接続機械自体の情報(機械のタイプ、シリアル番号、総稼働時間、KAMCOSシステムのバージョン)
  - ・ 現在制作している作品の制作物(長さ/時間単位)
  - ・ 生産中のネットワーク接続機械の現在の速度(回転数/時間単位)
  - ・ ネットワーク機械上で現在生産されているお客様の注文に関する選択された情報(お客様の商品および注文番号、注文ごとの個数など)。前提条件は、この情報が事前にそれぞれのKAMCOSシステムに入力されていることで、KAMCOSシステムによっては制約がある場合があります(例:KAMCOS 1では不可能な注文データなど)

- ・ 各ネットワーク機のワープビームに関する情報
  - ・ 商品のテイクオフとロールアップの情報
- 2.5 統計機能  
さらに、具体的な ネットワーク接続機械の過去の生産データをさかのぼって評価することができます(「統計機能」)。統計機能には、各ネットワーク機の「機械の状態(稼働、停止、オフライン)」の履歴が含まれ、以下の期間を選択することができます。
  - ・ 最後の1時間
  - ・ 直近8H
  - ・ 直近24H
  - ・ 直近1週間
  - ・ カスタマイズド

## Annex B:

### 製品データシート:Core lite

序文: 以下は、「CORE Lite」ソリューションのサービスの抽象的な範囲です。ここに記載されているソリューションをお客様が利用できるかどうかは、KARL MAYER STOLL 接続パッケージの内容と範囲に関する特定の契約によって決定されるものとします。

#### 1. Core lite—概要

- 1.1 Core Liteは、KAMCOS マシンで使用するパターンを作成、インポート、編集するためのクラウドベースのソリューションです。
- 1.2 CORE Liteへのアクセスは、カスタマー ポータルmy KM.ONからのログインを介してブラウザベースで行われます。
- 1.3 デフォルトでは、CORE Lite を使用してKAMCOS2 CONNECTマシンのパターンを作成できます。さらに、サポートされているKAMCOS1マシン用の.kmoファイルのダウンロードもリクエストに応じて可能です。

#### 2. CORE Liteの仕様と説明

CORE Liteには次の機能が含まれています。

- 2.1 KM-Cloud内で利用可能なすべてのパターンの概要  
概要ページには、すべてのパターンと次の情報が表示されます。
  - ・それぞれのKAMCOSシステムに保存されているマシンタイプ名
  - ・パターンのゲージ
  - ・パターンの長さ
  - ・CORE Liteの最後の変更
  - ・KM-Cloudへの「最終リリース」
  - ・最後にパターンをマシンにダウンロードするときの「MC Download」
- 2.2 フィルター機能  
フィルタ機能「名前」、「マシンタイプ」、「ゲージ」または「長さ」を使用すると、概要ページで利用可能なパターンを適切にフィルタリングができます。
- 2.3 分類機能  
利用可能なパターンは、概要ページで「名前」、「マシンタイプ」、「ゲージ」、「長さ」、「最終変更」、「最終リリース」、「MC ダウンロード」で並べ替えることができます。
- 2.4 新しいパターンの作成
  - ・「アップロード」ボタンを使用すると、利用可能なマシンタイプの新しいパターンを作成できます。名前、長さ、マシンタイプ、マシンゲージを指定する必要があります。
  - ・「アップロード」ボタンを使用すると、既存の「.kmo」または「.mc」ファイルをCORE Liteにアップロードでき、新しいパターンが作成されます。「.kmo」/「.mc」ファイルに含まれているマシン タイプが顧客が利用できない場合は、一致するマシン タイプを選択する必要があります。
  - ・「複製」シンボルを使用して、既存のパターンを複製できます。
- 2.5 パターンの削除  
パターンは「ゴミ箱」をクリックすると削除できます。以前にリリースされていた場合、これによりKM-Cloud内のパターンも削除されます。
- 2.6 パターンの編集  
パターン名をクリックすることでパターンを編集できます。編集機能には次のものが含まれます。
  - ・ラッピング値
  - ・パターンの長さ
  - ・機械タイプ
  - ・機械ゲージ
  - ・チェーンリンク5回までのリピート
  - ・チェーンリンクの複製リピート
  - ・チェーンリンクのコピー/貼り付け
  - ・ミラー機能—ガイドバーの逆ラッピング
  - ・機械補助のための第3チェーンリンク
  - ・サポートされているマシンの補正係数

- ・ オフセット
- ・ すべてのバーの整列（「ジャンプ」またはダブルクリック）
- ・ UI要素を非表示にして、チェーンリンクとラッピング描画の表示領域を「拡張」
- ・ 入力されたラッピング データを機械の機械的構成と照合して検診
- ・ 「ステータス」アイコンには、パターンが無効であるか（「赤」）、警告を含む（「黄」）、またはそのどちらでもない場合が表示される。ステータス アイコンをクリックすると、詳細情報が表示
- ・ 各バーの推奨最大「チェーンリンク」、「シヨグ」、「オーバーラップ」値、および考えられる機械の最大値に関する情報ウィンドウ
- ・ 「設定」: パターン内の歯車アイコンをクリックすると、次の編集機能にアクセス
  - テイクアップ値の作成
  - RunIn 値の作成
  - テイクアップ値の編集
  - RunIn 値の編集
  - これらの値の連続的な作成と編集は、サポートされているマシンタイプで使用できます。
  - 特定のマシンからのTakeup値とRunIn値のインポート
  - 特定のマシンまたはデフォルト値について、KM-Cloud内に保存されているTakeUpおよびRunIn値をオーバーライドします。
  - パターンへのコメントの追加

#### 2.7 ラッピングダイアグラム

パターン内の右側の小さな糸のアイコンをクリックすると、簡易ラッピング図が表示されます。これにより、バーごとに 1 つのスレッドが表示されます。スレッドの表示はバーごとに個別にオン/オフできます。ニードルをダブルクリックすると、すべてのバーがこの位置に揃えられます。ラッピング図面内でのナビゲーションは、ドラッグ機能、「JUMP」機能、「+」、「-」、「Home」ボタンを使用して可能です。

#### 2.8 ヘルプおよび資料

右上隅にある緑色の「？」をクリックすると、パターン内でヘルプ機能を利用できます。これにより、UI の個々の要素のヘルプ テキストが表示されます。KARL MAYERアカデミーでは、無料のオンライントレーニング コースを利用できます。

#### 2.9 KMクラウドへのパターンのリリース

「概要」ページの各パターン内にある小さな矢印記号をクリックすることで、パターンがKM-Cloudに転送されます。パターンは、すべてのマシンに送信することも、KMシリアル番号で選択した特定のマシンのみにも送信することもできます。

## Annex C:

### ハードウェア要件、ネットワーク要件、必要なシステム環境

#### 1. k.eyデバイス

このプラットフォームは、ネットワーク対応機と対話するために、適切に接続され、機能するk.eyデバイスを必要とします。

##### k.eyデバイス

##### (a) テクニカルデータk.eyデバイス:

##### (i) 寸法・重量

寸法: 180 × 134 × 50 mm

重量: 約1.0 kg

##### (ii) 動作条件

k.eyデバイスの設置場所は、IT環境下で動作するように選択する必要があります。

特に、以下の要件に関するものである。

動作温度0~40°C。

相対湿度: 39°Cにおいて10~90% (結露しないこと)

##### (b) ネットワーク要件

k.eyデバイスのトラブルフリーな運用には、お客様が以下の最低要件を常時(24時間)現場で維持し、そのために必要なハードウェアコンポーネント(k.eyデバイスの納入範囲には含まれない)をお客様の

費用負担で提供することが必要です

- (i) 一般的な要件(LANおよびWLAN)。
- ・ CAT-5eケーブル(またはそれ以上のカテゴリ)
  - ・ 機械ネットワーク(LAN)、イーサネット推奨、WiFiはオプション。
  - ・ インターネットルーター/インターネット接続
  - ・ 必要なホスト/ポートに到達するようにファイアウォールを設定する。これに必要なソフトウェアは、現在クイックスタートガイドに掲載されています。
  - ・ DNSサーバー
  - ・ IPアドレスの範囲(LANとWLAN)
  - ・ 推奨k.eyデバイスとネットワーク接続される機械のIPアドレスは固定です。

(ii) 特別な要件

選択されたネットワークの種類に応じて、お客様は以下の要件も満たす必要があります。

(A) LAN接続によるネットワーク化(KARL MAYER社推奨)

- ・ k.eyデバイスのLAN1(WITHネットワーク分離)またはLAN3(WITHOUTネットワーク分離)経由でインターネットに常時アクセスすることができる
- ・ LAN1(ネットワーク分離あり)またはLAN3(ネットワーク分離なし)経由で本機のネットワークにアクセスできる
- ・ 10Mbit/s以上の帯域幅でk.eyデバイスのインターネットに無制限でアクセスできる
- ・ ネットワークケーブル
  - ・ 機器からスイッチまでのLANケーブル
  - ・ スイッチとk.eyデバイス間のLANケーブル
  - ・ k.eyデバイスからインターネットルーターまでのLANケーブル
- ・ その他のハードウェア
  - ・ 必要に応じて、LANアダプタ(KAMCOS 1機用など)

(B) WLAN接続によるネットワーク化

- ・ k.eyデバイスのLAN1(ネットワーク分離あり)またはLAN3(ネットワーク分離なし)経由でインターネットにアクセス
- ・ 10Mbit/s以上の帯域幅でk.eyデバイスのインターネットに無制限にアクセスできる
- ・ ネットワークケーブル
  - ・ WLANアンテナとスイッチ間のLANケーブル
  - ・ スイッチとk.eyデバイス間のLANケーブル
  - ・ k.eyデバイスからインターネットルーターまでのLANケーブル
- ・ Wifi機器
  - ・ WLANアンテナ/s(WLANアクセスポイント)
- ・ その他のハードウェア
  - ・ 必要に応じて、KAMCOS 1 & KAMCOS 2 機械のWLAN アンテナ(機械上のローカル)

(c) ソフトウェア

納品されるk.eyデバイスには、Linuxオペレーティングシステムと、k.eyデバイスの操作と保守を確実にするための基本ソフトウェアがプリインストールされています。本契約の第10の規定が適用され、特にその譲渡については、本契約の条項が適用されます。

(d) 電気機器

- ・ 電源ユニット。110V /230V
- ・ 電源入力: 100-240 VAC
- ・ 電源の周波数50 Hz / 60 Hz
- ・ DC出力: 24 VDC

(e) インターフェイス

- ・ HDMI×1系統/DP(ディスプレイポート)×1系統
- ・ 4 x USB 3.0
- ・ 2 x RJ 45 (10/100/1000)

・ 1 x RJ 45 (サポート)

(f) k.eyデバイスの初期試運転

k.eyデバイスの初期試運転のために、KM.ON GmbHのmyKM.ONプラットフォームで、お客様の従業員の個人の会社の電子メールアドレスによる1回限りの登録が必要です。

(現在<https://go.kmon.net>またはPRC用<https://go.kmon.net.cn>)。個人お客様データの対応処理は、Appendix 2に従ってお客様の代わりに行われ(GDPR第28条参照)、日本の個人お客様情報の対応処理は、Appendix 3に従ってお客様の代わりに行われます(個人情報の保護に関する法律第25条参照)。

この登録後にのみ、k.eyデバイス自体の搭載が可能となり、k.eyデバイスの試用方法に関するクイックスタートガイド(現在、<https://go.kmon.net/key/quicstartguide>)にアクセスすることができます。クイックスタートガイドには、お客様が作成するネットワーク環境の設定や、お客様が公開するURLやポートについての提案も記載されています。

オンボードプロセスでは、お客様が作成するネットワーク要件に加え、ノートパソコンとRJ45コネクタ付きLANケーブルが必要です。k.eyデバイスの一般的な情報は、<https://www.karlmayer.com/de/key/>に掲載されています。

## 2. お客様の端末

お客様は、プラットフォーム及び/又はネットワーク・機械にアクセスするために、市販のモバイル又は据え置き型デバイス(スマートフォン、アクティブなW-LAN及びインターネット接続を備えたラップトップ等)(以下「エンドデバイス」といいます)を必要とします。

## 3. 機械およびコネクティビティパッケージに関連するハードウェア要件、ネットワーク要件、および必要なシステム環境

ソリューションを使用するための基本的な前提条件は、ネットワーク対応機が存在することです。さらに、各コネクティビティパッケージに含まれるソリューションによって、異なる要件があります。

### 3.1 ネットワーク対応機

以下の機械は、原則としてネットワーク接続が可能です。

- ・ KARL MAYER GROUPのワーブユニット機で、オペレーティングシステムKAMCOS 1(全バージョン)またはKAMCOS 2(バージョンV3.9.0.263以降)で作動するものに限りです
- ・ KAMCOS 1オペレーティングシステム(バージョンV1.4.0.87以降)を搭載した経編機では、事前に追加のハードウェアコンポーネント(アダプタまたはWiFiアンテナ(ネットワーク対応機械ごと))を購入する必要がある場合がある
- ・ また、必要なソフトウェア・アップデート(WiFiアンテナを使用する場合)を行うために、KMサービス技術者に依頼する必要がある場合があり、この場合は料金が発生します
- ・ KAMCOS 1オペレーティングシステムを搭載した経編機の場合、機械のネットワーク化が可能かどうか、またどのような条件で可能かを事前に日本マイヤーにご確認ください
- ・ KARL MAYER GROUPのその他の機械および第三者メーカーの機械については、それぞれの機械のネットワーク化が可能かどうか、またその条件について、事前に日本マイヤーに明らかにする必要があります

### 3.2 ダッシュボード・ライト

本付属書B第1項に従ったk.eyデバイスの要件が適用されます。

### 3.3 コネクティビティのリモートセットアップとインストールのサポート

本Annex Bの第1項に基づくk.ey機器の要件が適用されます。



## Annex D:

### サービスレベル契約書- ダッシュボード ライトおよびリモートサービス

#### 1. 本サービスレベル契約の範囲- ダッシュボード ライト; 契約との関係

- 1.1 本SLAは、KM.ON GmbHのmyKM.ONプラットフォームを通じて日本マイヤーが提供するサービスの可用性、保守作業の実施、リモートサービスおよびインシデント管理に関する仕様を含んでいます。
- 1.2 本SLAは、生産的利用のためにお客様に提供される本サービスにのみ適用され、本サービスの非生産的、無償および/またはテストバージョン、ならびに未発表の機能を持つ統合またはテストシステムには適用されません。
- 1.3 本SLAにおける日本マイヤーの全ての義務は、転送ポイントにおいてお客様に提供されるサービスのみに適用されます。日本マイヤーは、転送ポイントからお客様へのデータ転送及び/又はお客様のITシステム領域において、責任を負わないものとします。
- 1.4 本SLAと本契約の間に矛盾がある場合、本契約の規定が優先されるものとします。

#### 2. 定義

- 2.1 本契約における定義の他に、本条項に定める定義が本SLAの目的に適用されるものとします。本SLAにおける定義と本契約における定義に矛盾がある場合、本契約における定義が優先されるものとします。
- 2.2 「ダウンタイム」とは、システム期間中に、契約で定義された本サービスの必須機能が利用できない時間の合計を意味します。
- 2.3 「ダッシュボード ライト」Appendix 1 Annex Aで定義されており。
- 2.4 「インシデントマネジメント」障害の処理に関して
- 2.5 「応答速度」とは、日本マイヤーが、お客様によって報告された故障の処理を開始する期間です。
- 2.6 「リモートサービス」はAppendix 1の第20項および第21項に記載されています。
- 2.7 「サービス」とは、ダッシュボード ライト およびリモートサービスの包括的な用語であり、本SLAでどちらかのサービスが明示的に扱われている場合を除きます。
- 2.8 「サービス提供時間」は、付属書第3項に定義されるとおり
- 2.9 「SLA」本サービスレベル契約
- 2.10 「障害」ダウンタイム、エラー、品質劣化など本サービスに生じるあらゆる障害を意味します。
- 2.11 「転送ポイント」ダッシュボードライトについてプラットフォームからお客様のシステムへのデータ転送が行われる点。リモートサービスについてリモートサービスが、日本マイヤーまたはリモートサービスを提供する会社のネットワークから離脱した時点。
- 2.12 「可用性」とは、お客様が転送ポイントにおいて本サービスの基本機能を実行し、使用できることを意味します。また、転送先で日本マイヤー が提供する回避策により、お客様が本サービスの主要な機能を使用できる場合も、本サービスを利用することができます。
- 2.13 「メンテナンス作業」本サービスを稼働させ、不具合を修正し、本サービスのトラブルシューティングを行い、データをバックアップするために必要なすべての保守活動、および/または本サービスが契約に従って使用できるようにするために機能の改善、強化、更新に必要な活動を指します。

#### 3. 可用性

- 3.1 日本マイヤーは、転送先における本サービスの合意された可用性に責任を負います。合意された可用性は、本SLA第4.1項で合意されたダッシュボードライトおよびリモートサービスに関する24時間365日の提供時間(それぞれ「サービス提供時間」)に基づき、1ヶ月あたり96%であるものとします。
- 3.2 日本マイヤー は、本SLA第6項に基づくサービス提供時間内に計画されたメンテナンス作業の間、お客様が本サービスを使用できるようにする義務を負わないものとします。本第6項に基づく予定されたメンテナンス作業中に「サービス」が利用可能な状況においての「サー

ビス」の利用は、お客様の責任において行われるものとします。お客様は、定期保守作業中は、本サービスの利用が機能または性能の面で制限される可能性があること、および/または本サービスが予告なしに停止または再開される可能性があることを了承するものとします。本サービスが定期保守作業中に提供され、本サービスの機能の低下または利用可能性の低下があった場合、お客様はいかなる保証または補償も受ける権利を有しないものとします。

- 3.3 本サービスの可用性は、サービス提供時間中の1暦月間の時間割合として算出されます。
- 3.4 実際の稼働率を計算する場合、日本マイヤーに起因するものではないダウンタイムは、稼働時間として考慮されます。これらの無害なダウンタイムは以下の通りです。
  - (a) 第6項に従った計画的または非計画的な保守作業によるダウンタイム;
  - (b) お客様と事前に合意した保守作業によるダウンタイム。
  - (c) 不可抗力または日本マイヤーの影響範囲外の不可避な事象に起因する業務の中断によるダウンタイムで、合理的な努力により回避することができず、慎重に適用しても予見することができず、本SLAにおける日本マイヤーの義務の全部または一部を著しく困難または不可能にしているもの。例えば、伝染病、パンデミック(COVID-19のさらに予測不可能な事象を含みます)、ストライキ、ロックアウト、異常気象、停電、業務または交通障害および輸送障害であり、かかる事象の期間中、日本マイヤーを本SLAにおける義務から解放するものです。
  - (d) 日本マイヤーが、合意された保護措置、または合意がない場合には通常の保護措置を講じていない限り、ウィルスまたはハッカー攻撃によるダウンタイム。
  - (e) お客様に起因する障害によるダウンタイム。
  - (f) お客様のアプリケーションのソフトウェアエラー、またはお客様のアプリケーションやデータをトリガーとするシステムおよびシステム関連ソフトウェアのエラーに起因するダウンタイム。
  - (g) お客様のハードウェアの故障に起因するダウンタイム(ただし、k、eyデバイスまたはネットワーク・機械の故障を除きます)。
  - (h) 第三者(日本マイヤーに起因しない者)により引き起こされたダウンタイム。
- 3.5 お客様は、本サービスの利用可能性に障害が発生した場合、日本マイヤーに通知するものとする。

#### 4. リモートサービス

- 4.1 ネットワーク接続機械の設置場所に依存するリモートサービスのサービス提供時間は、次の表eのとおりです。

	アジア(中華人民共和国と日本を除く)	中華人民共和国	日本	その他の地域
日数	月曜日～土曜日	月曜日～土曜日	月曜日～土曜日	月曜日～金曜日
営業時間	07:00-20:00 (GMT+8)	07:00-22:00 (GMT+8)	07:00-18:00 (GMT+9)	07:00-17:00 (MEZ)
言語	英語	英語/中国語	英語	英語

- 4.2 サポートには、チケットや電子メールを通じたカスタマーインシデントレポートのためのサービスデスクが含まれます(connectivity-support@karlmayer.com)

#### 5. インシデント管理

- 5.1 インシデント管理には、障害の通知および解決までの管理に関連する、お客様と日本マイヤー との間のすべての活動が含まれます。
- 5.2 以下のFaultクラスが適用されます。
  - (a) 本サービス内の障害は、以下の障害クラスのいずれかに割り当てられ、目標応答時間が決定されます

障害レベル	説明	応答速度
1 クリティカル	故障は、本サービスまたはその重要な部分の使用が完全に不可能であるか、または著しく制限されている場合(故障、誤った作業結果または応答時間などが原因)、故障クラス1に割り当てられます。	<リモートサービスのサービス提供時間帯の12h
2 エッセンシャル	故障は、サービスまたは必須機能の使用が制限されている場合(例えば、誤動作、誤った作業結果、長い応答時間などが原因)、故障クラス2に割り当てられます。	<リモートサービスのサービス提供時間帯の12h
3 軽微	本サービスの利用を妨げない程度の「あつらいいな」的な機能や欠陥など、本サービスの重要でない機能に障害が発生した場合、障害クラス3に分類される。	<リモートサービスのサービス提供時間帯の18h
4 低	本サービスの利用が全く制限されない場合(例えば、お客様からの質問や改善要求があった場合)、故障は故障クラス4に分類されません。	<リモートサービスのサービス提供時間帯の24時間以内

(b) 日本マイヤーは、上記定義を考慮し、自らの裁量で故障の優先順位付けおよび分類を行うものとします

### 5.3 インシデント管理プロセス

(a) お客様は、プラットフォーム、電子メール、チケットシステム(日本マイヤーがお客様に提供するオプションによる)を通じて、いかなる障害も直ちに日本マイヤーに通知するものとします。

(b) お客様は、故障の通知に以下の必要な情報が含まれていることを確認するものとします。

- (i) ユーザーアカウント名、ネットワーク機械名、およびサービス名
- (ii) 故障を再現できるように、故障の詳細を説明する
- (iii) 障害が発生した日時
- (iv) お客様が既に実施されたトラブルシューティングの内容と、お客様のトラブルシューティングの結果、どのような挙動が示されたのか

(c) お客様が日本マイヤーに対して必要な情報を提供した時点で、ソリューションプロセスが開始されます。その後、日本マイヤーは、本第5.2項に規定する応答時間内に、お客様に最初の応答を提供します。日本マイヤーは、故障の解消をお客様に通知します。故障は、リモートサービスのサービス提供時間内に処理されます。

## 6. メンテナンス作業

- 6.1 日本マイヤーは、保守作業のために本サービスの提供を中断することができるものとします。
- 6.2 日本マイヤーは、お客様の本サービスの利用に可能な限り影響を与えないように、保守作業のスケジュールを組むものとします。
- 6.3 日本マイヤーは、プラットフォームにおける保守作業の計画について、少なくとも5暦日前までにお客様に通知するものとします。
- 6.4 日本マイヤーは、重要な理由(本サービスの運用が危ぶまれる場合など)により、本サービスの予定外のメンテナンスを実施することがあります。これには、セキュリティパッチのインストールなど、運用を確保・維持するために必要であり、即時実施が必要な緊急の変更が含まれますが、これに限定されません。日本マイヤーは、当該予定外の保守作業を遅滞なくお客様に通知し、運用プロセスの中断を最小限に抑えるような方法で実施するものとします。

## Appendix 2 コネクティビティ条件に関するデータ処理契約 (GDPR第28条)

### 1. 定義、開始条件、優先順位

- 1.1 コネクティビティ条件における定義は、以下の変更を条件として、このAppendix 2(Annex)に準用されるものとします。以下、「お客様」といい、日本マイヤーを「契約者」といいます。本Appendix 2において日本マイヤーとは、日本マイヤー(918-8522福井市上北野1丁目27番33号)、またはKARL MAYER GROUPの関連会社もしくはその他の事業体を指します。このコネクティビティ規約を「主契約」といいます。
- 1.2 本契約の規定に従って、ソリューション及びプラットフォームの提供、運用、サポート及び保守という形でサービスを提供するためには、GDPR第4(1)条の意味におけるお客様の個人情報(「お客様個人情報」)を処理する必要があります。Appendix 2(「委託データ処理」)は、両当事者間のGDPR第28条に基づく委託処理に関する合意として、(GDPR第4(8)条における処理者として)日本マイヤーが負うデータ保護義務について定めています。お客様は、管理者として、日本マイヤーへのお客様個人情報の開示の適法性、及びお客様に適用されるデータ保護法に基づくデータ処理の適法性について、単独で責任を負うものとします。
- 1.3 本委託データ処理本体に含まれる規定とその付属書に含まれる規定との間に矛盾又は曖昧さがある場合には、本体に含まれる規定が優先されるものとします。本委託データ処理の規定と本契約の規定との間に矛盾又は曖昧さがある場合、データ保護に関する事項については、本委託データ処理の規定が優先するものとします。締結されたEU標準契約約款の規定と本委託データ処理(付属書を含む)の規定との間に矛盾または曖昧さがある場合、EU標準契約約款の規定が優先されるものとします。

### 2. データ処理の目的、期間および仕様

- 2.1 データ処理の目的は、主契約の規定に従って、日本マイヤーがお客様およびそのユーザーのためにソリューションおよびプラットフォームを提供、運用、サポートおよび保守することです。詳細は主契約に明記されています。
- 2.2 本委託データ処理の期間は、本契約の期間と一致する。本委託加工は、本契約の終了とともに終了する。
- 2.3 データ処理の範囲、種類、目的は、日本マイヤーが主契約の規定に従ってソリューション及びプラットフォームを提供、運営、サポート及び保守すること、並びにお客様及びその利用者がソリューション及びプラットフォームを契約上使用できるようにすることです。詳細は、本契約に規定されます。
- 2.4 お客様個人情報の種類とデータ主体の分類は以下のとおりです。  
(a) お客様個人情報の種類は、(a) ユーザーの名前と電子メールアドレス、(b) ユーザーとお客様の役割、(c) ユーザーのIPアドレス、および(d) 認証トークン(ソリューションおよびプラットフォーム内で認証を行うためにユーザーを識別する個々の特性)であります。  
(b) データ対象者のカテゴリーは、お客様の従業員および労働者です。
- 2.5 ソリューションおよびプラットフォームは、グローバルなソフトウェアソリューションです。このような背景から、データ処理は、(a) 欧州連合(「EU」)または欧州経済領域(「EEA」)に関する協定の締結国の国内、および(b) EUまたはEEA域外の両方で行われます。EUまたはEEA域外でのデータ処理は、適切なレベルのデータ保護を確保するため、GDPR第44条以下の特別な保護規定が満たされる場合にのみ行われます。日本マイヤーは、欧州委員会の妥当性決定(GDPR第45条)および/またはEU標準契約条項(第46条2項(c)および(d)、および第47条を併用)に基づき、適切なレベルのデータ保護に配慮しています。EU標準契約条項を締結した場合、日本マイヤーは、要求に応じて当該条項の写しを顧客に提供するものとします。日本マイヤーからお客様へのお客様データの再送信は、欧州委員会による日本に対する妥当性決定(GDPR45条)に基づき、GDPR第44条(1)に従って行われます。



お客様は、EUまたはEEA圏外の国へのデータ転送を、Annex 2に記載されたサブプロセッサー／受取人に許可するものとします。付属書2は、下請け処理において適切なレベルのデータ保護を確保するためにお客様が承認した措置を規定するものです。

### 3. 技術的・組織的な対策

- 3.1 日本マイヤーは、その責任範囲において、個人お客様データの保護に関する第32条に従い、必要なすべての技術的および組織的措置を講じます。お客様個人情報の保護に関するGDPR第32条に基づき、日本マイヤーはその責任範囲内で必要な技術的、組織的措置を講じます。技術的および組織的な措置は、Annex 1に明記されています。Annex 1は、レビューのためお客様に引き渡され、お客様が受け入れた場合、本委託データ処理の基礎となるものとします。
- 3.2 お客様のレビュー又は検査により、付属書1に記載された技術的及び組織的措置を適応させる必要性が判明した場合、両当事者は、双方の合意によりこれを実施するものとします。
- 3.3 Annex 1に記載された技術的及び組織的措置は、技術的進歩及びさらなる開発の対象となります。日本マイヤーは、付属書1に記載された技術的及び組織的措置のセキュリティレベルを満たすか、それを超える必要がありますが、それに代わる適切な措置を実施することができます。重大な変更がある場合、お客様は書面またはテキスト形式で通知されなければなりません。

### 4. データ対象者の権利

- 4.1 日本マイヤーは、お客様に適用されるデータ保護法に基づくデータ対象者からの要請への対応及び実施において、その責任範囲内で、適切な技術的及び組織的措置により、可能な限りお客様をサポートします。日本マイヤーは、お客様から文書による指示を受けた後、自らの権限でお客様個人情報の開示、移植、修正、消去または処理の制限を行うことができません。データ対象者が日本マイヤーに直接連絡した場合、日本マイヤーはその要請を過度な遅滞なくお客様に転送するものとします。日本マイヤーは、データ対象者からの問い合わせの場合、お客様のサポートに対して適切な報酬を要求することができます。
- 4.2 ソリューションおよびmyKM.ONの機能の範囲内で可能な限り、顧客自身が個人顧客データを修正、消去、または制限するものとします。

### 5. 日本マイヤーの品質保証およびその他の義務

さらに、日本マイヤーは、以下の義務を負います。

- 5.1 日本マイヤーおよびその部下で、お客様の個人情報に合法的にアクセスできる者は、法律上異なる処理を行う義務がある場合を除き、契約に従ってソリューションおよびプラットフォームを提供するために、本契約、本委託データ処理の規定およびお客様の指示にのみ従って当該情報を処理するものとします。
- 5.2 GDPR第28条(3)(2)(b)に基づき、機密を保持するため。28(3)(2)(b)、29、32(4) GDPRに基づき、日本マイヤーはその活動の遂行において、機密保持義務を負い、関連するデータ保護規定を熟知している従業員のみを使用するものとします。日本マイヤーの従業員は、本5.2項に基づく機密保持義務は、雇用の終了後も存続することを認識するものとします。法的な開示義務は影響を受けません。
- 5.3 日本マイヤーは、データ処理の性質を考慮し、お客様の法的義務の遵守を確保するために、必要かつ適切な範囲でお客様をサポートします。
- 5.4 日本マイヤーのデータ保護責任者の連絡先は、以下のとおりです。  
Karl Mayer Verwaltungsgesellschaft mbH,  
Olaf Nothdurft (Data Protection Officer),  
Industriestr. 1, D-63179 Obertshausen,  
メールアドレス: dataprotection@karlmayer.com
- 5.5 日本マイヤーは、情報処理に関する監督官庁の措置及び検査について、お客様に不当な遅滞なく通知するものとします。行政犯罪または刑事手続きに関連した管轄監督機関による調査の場合も同様です。
- 5.6 お客様が(a)監督当局の管理、(b)行政違反または刑事訴訟、(c)情

報主体または第三者の責任請求、(d)本委託情報処理に関連した別の請求または情報請求にさらされる限り、日本マイヤーは必要かつ妥当な範囲でお客様をサポートするものとします。

- 5.7 日本マイヤーは、その責任範囲における情報処理がGDPRの要件に従って実施されることを保証するため、技術的・組織的措置(付属書1参照)と同様に、内部プロセスを定期的に監視しています。
- 5.8 日本マイヤーは、その責任範囲において、また既存の義務の範囲において、監督官庁及びデータ対象者に必要かつ適切な範囲で情報を提供するためにお客様をサポートし、この文脈でお客様にすべての関連情報を提供するものとします。
- 5.9 日本マイヤーは、その責任範囲において、GDPRの遵守を証明するために必要な全ての情報をお客様に提供し、本委託データ処理の範囲内でデータ処理に関する管理を可能にし、サポートします(第7条を参照)。

### 6. サブプロセス関係

- 6.1 本第6項の目的上、下請関係とは、ソリューション及びプラットフォームの提供に直接関連するサービスを意味すると理解されるものとします。これには、日本マイヤーが利用する付帯サービス(電気通信、輸送、清掃または保安サービスなど)は含まれません。ただし、日本マイヤーは、適切かつ合法的な契約上の合意を行い、委託された付帯サービスの場合も含め、お客様個人情報のデータ保護及びデータセキュリティを保証する管理措置を講じるものとします。
- 6.2 契約締結時にお客様が承認したサブプロセッサーは、Annex 2に記載されています。
- 6.3 Annex 2に従ってサブプロセッサーをさらに委託すること、または既存のサブプロセッサーを交換することは、次の条件の下で許可されます。
  - (a) 日本マイヤーは、合理的な期間(少なくとも14日間)内に、書面またはテキスト形式で事前にサブプロセッサーの関与をお客様に通知し、お客様が合理的な期間内にこれに異議を唱えない場合、お客様は正当な理由によってのみ異議を唱えることができるものとします。お客様が正当な理由で異議を唱え、両当事者が問題のサブプロセッサーに関して友好的な解決に至らない場合、お客様には特別な解約権が付与されるものとします。
  - (b) 日本マイヤーは、GDPR第28条に基づき、サブプロセッサーとの間で契約を締結します。28 GDPRに基づき、両当事者間で適用される委託データ処理と原則的に同等のデータ保護規定を含む契約を締結します。特に、日本マイヤーは、技術的及び組織的な措置を実施するための十分な保証が存在することを確認するものとします。サブプロセッサーは更に、お客様が書面での要求により、サブプロセッシング関係の範囲内で、関連するデータ保護義務の内容及び実施に関する情報を日本マイヤーから受け取る権利(該当する場合、関連文書の閲覧により)を含む、基本的に第7条と同等の監査及び管理の権利をお客様に付与します。
- 6.4 サブプロセッサーが合意されたサービスをEUまたはEEAの外で提供する場合、第2.5項が適宜適用されるものとします。
- 6.5 日本マイヤーは、委託されたサブプロセッサーの義務遂行について、お客様に対して責任を負います。

### 7. お客様の管理権

- 7.1 お客様は、(a)GDPRに基づく義務、(b)本委託データ処理、特に技術的及び組織的措置に関する遵守を確認することができます。両当事者は、GDPRに基づく義務及び本委託データ処理の遵守に関するお客様の確認、日本マイヤーによる情報及び証拠の提供は、主に、日本マイヤーが独立した第三者(監査人、監査部門、データ保護責任者、ITセキュリティ部門、データ保護監査人又は品質監査人等)又はITセキュリティ若しくはデータ保護監査による適切な証明から最新の試験証明、レポート又はレポートの抜粋をお客様に提供する方法により行われることを共通認識として持っています。これは、第7.2条または第7.3条に基づくお客様の権利に影響を与えるものではありません。



A. 一般

- 7.2 個々のケースにおいて必要な範囲内で、本委託データ処理の期間中、お客様は日本マイヤーと協議の上、データ処理が行われる関連の日本マイヤーの事業所について、自ら又は機密保持義務を負う個々のケースで指名される適切な検査官を通じて、適切な検査を行い、又は他者に行わせることができるものとします。検査は、お客様個人情報の情報処理に限定され、日本マイヤーの事業所において回避可能な妨害なしに実施されなければなりません。日本マイヤーは、正当な理由(信頼性の欠如、日本マイヤーまたはKARL MAYER GROUPとの競合関係など)により、検査者の選定に反対することができません。緊急かつ客観的に正当な理由があり、お客様により適宜文書化される場合を除き、検査は、少なくとも1ヶ月の合理的な事前通知の後、日本マイヤーの通常の営業時間内に、最大12ヶ月ごとに日本マイヤーの事業所において実施されるものとします。日本マイヤーは、検査の実施における支援に対して、適切な報酬を要求することができます。検査のための支出は、日本マイヤーにとって、通常1暦年につき1日に限定されます。
- 7.3 日本マイヤーは、要求に応じて関連する必要な情報をお客様に提供し、関連する証拠を利用できるようにするものとします。
- 8. 日本マイヤーの違反の報告**
- 8.1 日本マイヤーは、データ保護違反の記録、認識、報告が可能なように、データ処理、その運用手順、関連するプロセス、システム、設備を設計します。
- 8.2 日本マイヤーは、(a)セキュリティ違反により、お客様個人情報の偶発的または違法な破壊、損失、改ざん、不正な開示またはアクセス、(b) 日本マイヤー、その社員または代理人がお客様個人情報に関連するデータ保護規制または本書に定める義務に違反した場合、直ちにお客様に通知するものとします。  
日本マイヤーは、関連する情報を文書化し、更なる措置のためにお客様が利用できるようにするものとします。
- 9. お客様の指示権限**
- 9.1 データ処理は、(a)本委託データ処理、(b)ソリューション及びプラットフォームの機能内で可能な指示(ログイン、ユーザー名の変更、パスワードの変更、ログアウトなど)及びお客様のサポートリクエスト、並びに(c)その他のお客様の指示によってのみ支配され、これらの各々は書面又はテキスト形式で文書化されなければならないものとします。
- 9.2 お客様は、口頭での指示を直ちに書面またはテキスト形式で確認するものとします。
- 9.3 日本マイヤーは、指示がGDPRに違反すると考える場合、直ちにお客様に通知するものとします。日本マイヤーは、お客様による確認または修正が行われるまで、当該指示の実行を停止する権利を有します。
- 10. お客様個人情報の消去およびデータキャリアの返却について**
- 10.1 お客様の個人情報のコピー又は複製は、お客様に無断で行ってはありません。ただし、適切なデータ処理を確保するために必要なバックアップコピー、及び法的な保存義務に準拠するために必要なデータについては、この限りではありません。
- 10.2 契約上合意された活動の完了後、またはお客様の要求により早期に、遅くとも本契約の終了時に、日本マイヤーはお客様に本委託データ処理に関連する全ての文書、作成された処理・利用結果、データファイルを返却し、または同意を得た上でデータ保護法に従って破棄するものとします。試験材料及び廃棄物についても同様とします。過去の記録は、要求に応じてお客様に提出するものとします。

**1. 機密保持 (GDPR第32条1項b)**

1.1 物理的なアクセスコントロール

個人情報が処理または使用されるデータ処理システムに、権限のない者がアクセスすることを防止するための措置。

- ・ 請負業者のシステムへのアクセス保護(建物)は、施錠システム(トランスポンダーに接続された鍵)により確保される。屋外エリア(建物)と屋内エリアは区別されます。個々のゾーンには、異なるセキュリティ要件が適用されます。
- ・ 訪問者のアクセスは、アクセスコンセプトの枠組みの中で、組織的に詳細に規定されています。来訪者は、正面玄関のベルを鳴らし、サインをし、必要に応じて出迎えを受けなければなりません。
- ・ フロアに入る前に、もう一度ベルを鳴らし、登録する必要があります。
- ・ 訪問者は、訪問の間、契約者の従業員が同行します。
- ・ 非常口は内側からしか出られません。
- ・ 鍵の発行とアクセス権限の付与は、組織的なガイドラインで規定されています。
- ・ 契約者の人事部門は、鍵の管理を一元的に行います。

1.2 システムアクセス制御

データ処理システムが不正に使用されることを防止するための措置。

- ・ ユーザーアカウントは定期的(少なくとも年1回)にチェックされます。
- ・ ユーザーアカウントは、オフボーディングプロセスの一環として、速やかにブロックされます。
- ・ ユーザーアカウントはパスワードで保護されています。すべてのパスワードは、「KARL MAYER GROUP ITユーザーポリシー」に従って作成および更新する必要があります。このポリシーは、複雑さ、取り扱い、保管、記録保持の側面を扱っています。
- ・ 契約者の各従業員は、その活動に必要な権利のみを有することが確保されている(need to know原則)。
- ・ 整頓された職場の原則が適用されます。

1.3 メモリアccess制御

データ処理システムの使用を許可された者が、アクセス権限を持つデータにのみアクセスでき、処理および使用中および保管後に許可なく個人情報を読み取り、コピー、修正または削除できないようにするための措置。

- ・ オペレーティングシステムやデータベース管理のためのアクセス管理。
- ・ アクセスは組織的に規制されています。
- ・ OS やアプリケーションへのアクセスは、個人単位で記録されます。
- ・ アクセス許可は、情報責任者の承認後にのみ付与されます。
- ・ 権限が付与される前にチェックが行われます。

1.4 システム対策

- ・ 契約者は、最新のウイルス対策ソリューションを使用し、集中的かつ自動的なパターン及びソフトウェアの更新を実施する。
- ・ ファイアウォールシステムは、契約者の事業所の様々な場所で、中心的なセキュリティコンポーネントとして使用されています。
- ・ お客様のデータの変更は記録されるものとします。
- ・ リモートアクセスはVPNを利用し、セカンドファクターによって暗号化され保護されます。
- ・ ローカル端末のハードディスクを暗号化。
- ・ ソフトウェアやセキュリティのアップデートは、データセンターのメンテナンスの一環として迅速に実施されています。
- ・ アクセス権限は、スーパーバイザーの書面による承認後にのみ付与されます。
- ・ 許可を出す前にチェックが入ります。
- ・ データセンターと中央インフラノードに火災警報装置とUPSを設置。

## 2. 完全性(GDPR32条1項(b))

### 2.1 転送制御

契約者は、以下のとおり要求事項を実施した。

- ・セカンドファクターでVPN接続。
- ・データ記憶装置の物理的な輸送時の特別な保護。

### 2.2 入力制御

- ・個人ログインと行動ログによるトレーサビリティ。

### 2.3 分離制御

- ・契約者は、異なる目的のために収集されたデータが別々に処理できることを保証するものとします。
- ・ネットワーク分離(VLAN)によりデータを分離すること。
- ・各クライアントの個人情報は、それぞれのユーザーアカウントに割り当てられることにより、互いに論理的に分離されています。

### 2.4 オーダーコントロール

- ・加工活動の文書化
- ・サブプロセッサの選定を慎重に行う
- ・Art.28に基づく義務を負っていないサブプロセッサを使用しないこと。28 GDPRに基づく義務を負わないサブプロセッサを使用しない
- ・データ保護の最低基準に関するサブプロセッサとの書面による合意
- ・サブプロセッサに対する適切な監視
- ・データ保護規制を遵守し、注文完了後のデータの破棄または返却を確実に行うこと

## 3. 可用性と回復力(GDPR32条1項(b))

### 3.1 アベイラビリティ制御

- ・サーバーとエンドデバイスのパッチマネジメント
- ・無停電電源装置(UPS)
- ・火災警報装置
- ・ウイルス対策
- ・ファイアウォール
- ・バックアップとリストア戦略

### 3.2 タイムリーな方法の復元性(GDPR32条1項(c))

- ・契約しているサービスプロバイダーとのサービス契約

## 4. 定期的なテスト、評価、査定のための手続き

(GDPR第32(1)(d)、第25(1))

- ・データ保護管理システム
- ・インシデントレスポンス管理
- ・デフォルトでのデータ保護(GDPR25条2項)
- ・全従業員に対する定期的な文書化された義務教育特に注意を要する分野のスタッフには、年1回の教室での追加トレーニングを実施
- ・データ保護に対する従業員のコミットメントを文書化したもの
- ・該当する従業員グループに対する郵便・通信の秘密に関する指導
- ・パートナーやサービスプロバイダーとの機密保持契約(NDA)
- ・データ保護責任者の任命、および現地法人のデータ保護コーディネーターの追加

## B. クラウドサービス/データセンターでホスティングされるソリューションとプラットフォーム(現在はAWSクラウドサービス)

### 1. 情報セキュリティプログラム

アマゾン ウェブサービス株式会社(以下「AWS」)は、(a)お客様が個人お客様データを偶発的または違法な損失、アクセス、開示から保護し、(b)セキュリティおよびAWSネットワークへの不正アクセスに対する合理的に予測可能な内部リスクを特定し、(c)リスク評価および定期テストを含むセキュリティリスクの軽減を図るために、情報セキュリティプログラム(内部ポリシーおよび手続きの確立と実施を含みます)を維持します。AWSは、情報セキュリティプログラムを調整し、責任を負う1人以上の従業員を指名する。情報セキュリティプログラムには、以下の対策が含まれます。

### 1.1 ネットワークセキュリティ

AWSのネットワークは、従業員、請負業者、その他AWSのサービスを提供するために必要なすべての人が電子的にアクセスすることができます。AWSは、ファイアウォールや機能的に同等の技術、認証管理など、各ネットワーク接続やユーザーからAWSネットワークへのアクセスを許可するアクセス制御やポリシーを維持します。AWSは、潜在的なセキュリティ上の脅威に対処するための修正計画およびインシデント対応計画を維持します。

### 1.2 物理的なセキュリティ

#### (a) 物理的なアクセス制御

AWSネットワークの物理コンポーネントは、目立たない施設(以下、「施設」)に収容される。物理的なアクセスコントロールは、境界と建物の入り口の両方で施設に対する無許可のアクセスを防ぐために使用される。施設内の物理的な障壁を通過するには、電子的なアクセス制御(カードアクセスシステムなど)、または人間のセキュリティ担当者(契約または社内セキュリティ担当者、受付スタッフなど)による認証が必要です。写真付き身分証明書は、従業員および契約社員に割り当てられ、従業員および契約社員が施設内にいる間は保管されるものとする。訪問者は、関係する職員に登録し、身分を証明し、本施設にいる間、訪問者バッジを受け取り、本施設を訪問するときは常に権限を与えられた職員または契約者が同伴しなければなりません。

#### (b) 従業員および請負業者のアクセス制限

AWSは、本施設へのアクセス権を、業務上正当な必要性を有する従業員および請負業者に付与します。従業員または請負業者が自分に割り当てられたアクセス権を必要としなくなった場合、その従業員または請負業者がAWSまたはその関連会社の従業員であり続ける場合でも、アクセス権は直ちに失効させられます。

#### (c) 物理的な安全対策

すべてのアクセスポイント(正面玄関を除く)は、安全な状態(施錠状態)に保たれています。本施設へのアクセスポイントは、本施設に入るすべての人を記録するCCTVカメラで監視されています。AWSはまた、施設への無許可のアクセスを検知するために、電子侵入検知システムを維持しています。これには、施設へのアクセスを試みる個人を検知するために設計されたドアコンタクト、ガラス破損装置、内部動作検知器、その他の装置による弱点(正面玄関ドア、非常口ドア、屋根ハッチ、搬入口ドアなど)の監視が含まれています。スタッフおよび請負業者による本施設への物理的なアクセスはすべて記録され、定期的なチェックされます。

## 2. 継続的な評価

AWSは、AWSネットワークのセキュリティと情報セキュリティプログラムの妥当性について、業界のセキュリティ基準や自社の方針・手続きに照らし合わせて、定期的なレビューを実施する。AWSは、そのAWSネットワーク及び関連するAWSサービスのセキュリティを継続的に評価し、新たなセキュリティリスクや定期的なレビューで判明したことに対応するために、追加または異なるセキュリティ対策が必要であるかどうかを判断するものとする。

**Appendix 2 Annex 2**  
許可されたサブプロセッサ

サブプロセッサ	サービス内容	データ管理
KARL MAYER STOLL R&D GmbH, Industriestr. 1, D-63179 Obertshausen	myKM.ONおよびソリューションに関連するソフトウェア開発	ドイツ (EU)
KM.ON GmbH, Walther-von-Cronberg-Platz 2, D-60594 Frankfurt/Main	ソリューションおよびmyKM.ONの提供、運用、サポート、保守	ドイツ (EU)
KM.ON Asia Ltd., 2907 Metroplaza Tower 2, 223 Hing Fung Road, Kwai Chung, New Territories, Hong Kong	ソリューションおよびmyKM.ONの提供、運用、サポート、保守	香港 EU標準契約条項
KARL MAYER (HK) Ltd, 2907 Metroplaza Tower 2, 223 Hing Fung Road , Kwai Chung, New Territories, Hong Kong	ネットワーク機械に関するサポート活動	香港 EU標準契約条項
KARL MAYER (China) Ltd., No. 518 Changwu South Road, Wujin District, Changzhou City 213167, China	ネットワーク機械に関するサポート活動	中国 EU標準契約条項
Amazon Web Services Inc., 410 Terry Ave. North, Seattle, WA 98109-5210, USA	ソリューションとmyKM.ONのホスティング	USA EU標準契約条項 データセンターフランクフルト/マイン地域
Auth0 Inc., 10800 NE 8th St., Suite 700, Bellevue, WA 98004, USA	ソリューションおよびmyKM.ONのユーザー認証のためのサービスの提供	USA EU標準契約条項
Mayer Textile Machine Corp., 310 North Chimney Rock Road, 27409 Greensboro, North Carolina, USA	ネットワーク機械に関するサポート活動	USA EU標準契約条項
日本マイヤー株式会社 〒918-8522 福井県福井市上北野1-27-33	ネットワーク機械に関するサポート活動	日本 適切性の決定、EU標準契約条項
KARL MAYER STOLL INDIA PRIVATE LIMITED 103, Dimple Arcade, Asha Nagar, Kandivali East 400101 Mumbai, Maharashtra	ネットワーク機械に関するサポート活動	インド EU標準契約条項
KARL MAYER STOLL Bagladesh Ltd., House 30, Road 10, Block-K1212, Baridhara, Dhaka, Bangladesh.	ネットワーク機械に関するサポート活動	バングラデシュ EU標準契約条項